

第 61 号

熊本県職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(熊本県職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年熊本県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改める。

(熊本県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年熊本県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、知事の面前において」を削り、「に署名して」を「を知事に提出して」に改める。

(熊本県警察の職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県警察の職員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、熊本県警察本部長(以下「本部長」という。)又は本部長の定める上級の職員の面前において」を削り、「に署名して」を「を熊本県警察本部長(以下「本部長」という。)に提出して」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

職員等の服務の宣誓に係る実施方法の見直しに伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。